

休業協定書(例)

〇〇工業株式会社と〇〇工業労働組合は、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

記

1. 休業の実施予定時期等

休業は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇カ月間において、これらの日を含め〇日間実施する。
ただしそのうち〇日間は短時間休業とする。

2. 休業の時間数

休業は、始業時刻(9時00分)から終業時刻(17時00分)までの間行う。
ただし短時間休業の場合、この時間帯のうち4時間行う。

3. 休業の対象者

休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね〇人をできる限り輪番によって休業させるものとする。
ただし短時間休業の場合は全従業員を一斉に休業させる。

4. 休業手当の額の算定基準

休業中は、1日当たり、次の(1)によって算定した額の〇%相当額の休業手当を支給する。

ただし短時間休業の場合、1時間当たり、次の(2)によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。

なお賃金には〇〇手当と〇〇手当を含むものとする。

(1) 1日当たりの賃金額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金その月額 ÷ 1月の所定労働日数

ロ. 日ごとに支払う賃金その日額

ハ. 時間ごとに支払う賃金その時間額 × 1日の所定労働時間数

(2) 1時間当たりの賃金額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金その月額 ÷ 1月の所定労働日数

÷ 1日の所定労働時間数

ロ. 日ごとに支払う賃金その日額 ÷ 1日の所定労働時間数

ハ. 時間ごとに支払う賃金その時間額

5. 雑則

この協定は令和〇年〇月〇日に発効し、令和〇年〇月〇日に失効する。

令和〇年〇月〇日

〇〇工業株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇工業労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印

休業手当(労働基準法第26条)

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。

平均賃金の算定(労働基準法第12条)

平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3か月間に、その労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいいます。

※賃金締切日がある場合は、その起算日は直前の賃金締切日です。

※銭未満の端数が生じた場合、これを切捨てることは差し支えありません

平均賃金 = 算定事由発生日前3か月間の賃金総額 ÷ 算定事由発生日以前3か月間の総日数

賃金台帳

賃金計算期間	12/21~2/20 分	1/21~2/20 分	2/21~3/20 分	計
労働日数	20 日	21 日	21 日	62 日
労働時間数	172 時間	188 時間	188 時間	548 時間
休日労働時間数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
早出残業時間数	12 時間	20 時間	20 時間	52 時間
深夜労働時間数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
基本賃金	240,000 円	240,000 円	240,000 円	720,000 円
所定時間外割増賃金	22,500	37,500	37,500	97,500
手当	家族手当	11,000	11,000	33,000
	住宅手当	10,000	10,000	30,000
	通勤手当	8,400	8,400	25,200
	手当			
小計	291,900	306,900	306,900	① 905,700
総日数	31日	31日	29日	② 92日

氏名
性別

平均賃金

① 905,700円		平均賃金
	=	③ 9,845円
② 92日		※銭未満は切り捨て

休業手当

平均賃金	×	乗率	×	休業期間	=	休業手当
③ 9,845円		100%		5日		49,225円

